

第25回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成29年6月6日（火）
午前10時～12時
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書
について

(2) その他

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配布資料〉

- 資料1 第25回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第7期）
- 資料3 （仮称）セントラルパーク整備事業の概要及び環境影響評価手続状況
- 資料4 （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

〈貸出資料〉

- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書
- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書 要約版
- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書
環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類
- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第25回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿 〔（仮称）セントラルパーク整備事業〕

日時 平成29年6月6日(火)
午前10時00分～12時00分
会場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	大塚 壮一	委 員
窪田 陽一	委 員	四ノ宮 美保	委 員
藤野 毅	委 員	村上 正吾	委 員
山本 貢平	委 員	渡辺 愛子	委 員
渡辺 季之	委 員		

2 都市計画決定権者

【さいたま市都市局都市計画部都市公園課】

参事兼課長	長谷川 俊正	課長補佐	飯野 慎一
主 任	五十嵐 一之		

3 コンサルタント

【国際航業株式会社】

環境事業担当部長	白井 賢治	アセスメント担当課長	中前 忠之
主 任 技 師	岡崎 淳一	主 任 技 師	姫田 貴弘

4 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

参事兼課長	武井 誠	課長補佐	大谷 卓
主 査	鈴木 慎一	主 任	石川 裕子
主 任	水井 亮太		

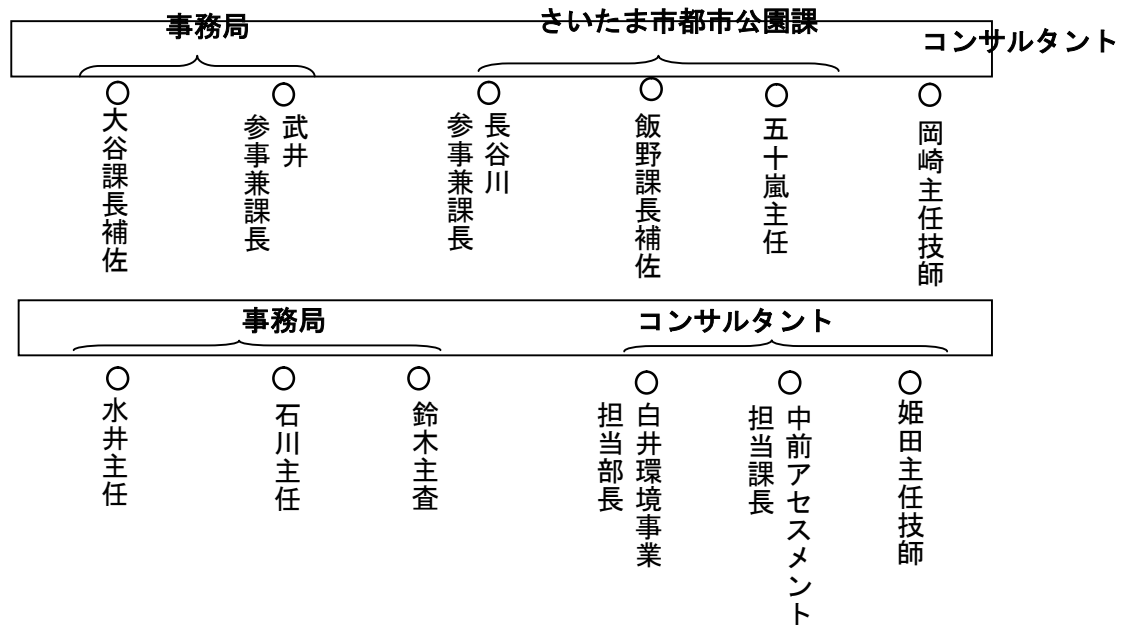
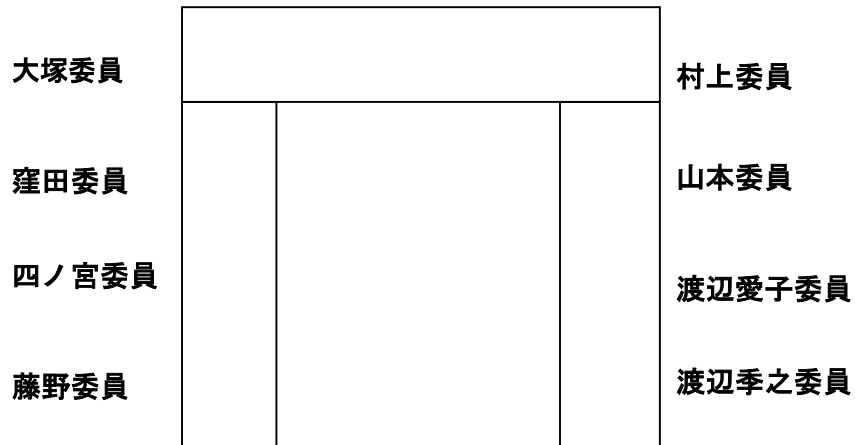
第25回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

〔（仮称）セントラルパーク整備事業〕

日時 平成29年6月6日（火）
午前10時00分～12時00分

場所 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

永澤会長



傍聴席・記者席

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第7期）

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 非常勤講師	電波工学	電波障害	
2	おおくぼ かずあき 大窪 和明	愛媛大学 准教授	交通計画、物流計画	コミュニティ、 地域交通	
3	おおつか そういち 大塚 壮一	元埼玉大学大学院 准教授	大気、物質循環	大気質	
4	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部長 教授	神経生物学	動物、生態系	
5	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学 名誉教授	環境計画	景観、温室効果 ガス等	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学 研究所 教授	公衆衛生（環境保健）	大気質、水質、 有害化学物質	
7	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療 福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有 害化学物質	
8	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学・錯体 化学・生物無機化学）	水質、安全、放 射性物質	会長
9	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究 科 准教授	環境植物生理学	植物	
10	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究 科 准教授	環境工学（都市熱環境、 河川水質）	水質、水象	
11	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム理工学部 教授	都市環境工学	日照障害、風害	副会長
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	環境工学、河川工学	水質	
13	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理 学	動物、生態系	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事	廃棄物の処理	廃棄物等	

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

平成29年6月6日

都市計画対象事業の名称	(仮称) セントラルパーク整備事業	
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例 (平成15年条例第32号)	
都市計画特例の適用	あり	
都市計画決定権者の名称、 代表者の氏名・主たる事務所 の所在地	さいたま市 さいたま市長 清水勇人 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	
都市計画対象事業の種類	公園の建設	
都市計画対象事業実施区域	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内	
都市計画対象事業規模	面積 約12.2ha	
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、見沼区、中央区、浦和区、緑区及び見沼区の一部)	
手 続 状 況	調査計画書受理	平成29年3月 1日
	関係地域決定	〃 3月 2日
	調査計画書縦覧	平成29年 3月10日～4月10日
	意見書提出期間	〃 3月10日～4月24日
	第1回委員会	〃 4月20日
	意見書概要報告	〃 5月 8日
	技術審議会	〃 6月 6日
	市長意見	〃 7月 7日 (意見書概要報告を受けた日から2月以内)
備考		

(仮称) セントラルパーク整備事業に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏名	職名	専門分野	担当項目	
おおつか 大塚 壮一	元埼玉大学大学院 准教授	大気、物質循環	大気質	
ひはら 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	環境植物生理学	植物	委員長
むらかみ 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	環境工学、河川工学	水質	
やまもと 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
わたなべ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物、生態系	

平成 29 年 6 月 6 日

さいたま市環境影響評価技術審議会
会長 永澤 明 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会
委員長 日原 由香子

(仮称) セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称) セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書」について、平成 29 年 4 月 20 日、当委員会において調査及び審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 大気質

(1) 環境影響の合成

建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響が重なる時期が想定される場合には、それらの環境影響を合成して予測し、これを指標値と比較することにより評価すること。

(2) 調査地点の設定

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の一般環境調査地点は、事業計画地内の 1 地点 (E1) 及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設として事業計画地北側に隣接する芝川小学校の 1 地点 (E2) の 2 地点が設定されている。事後調査の際、風上と風下で並行してデータを収集し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響を的確に把握するためには、調査地点を事業計画地の周囲に少なくとも 3 地点、この場合は、芝川小学校の他に 2 地点を設定する必要がある。追加する調査地点は、事業計画地周辺の住宅の分布状況を踏まえ、当該住宅への影響を把握するために適当な地点を選定するとよい。〔計画書 p. 4-4〕

(3) 「5 土壌」 関連事項

汚染土壌が存在していた場合には、造成等の工事に伴う粉じんの発生により、有害物質が事業計画地周辺に拡散するおそれがあるため、「造成等の工事」による「大気質に係る有害物質」について、調査・予測・評価の対象とするとよい。

(4) 評価の指標

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する「評価の指標」として、環境基準を掲げており、「長期平均濃度」と記載されている箇所があるが、環境基準の長期的評価方法は、二酸化窒素にあつては日平均値の年間 98% 値、浮遊粒子状物質にあつては日平均値の 2% 除外値であるため、誤解が生じないように、その旨正しく記載すること。〔計画書 p. 4-6, 7〕

2 騒音

(1) 指標値及び調査期間・頻度

「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」及び「資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音」に係る予測・評価に関しては、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）の環境基準値を指標値としているが、本対象事業が夜間に工事を実施しない計画であれば、夜間の指標値を設定する必要はない。また、調査期間・頻度は、「一般環境騒音」については平日の 1 日間、「道路交通騒音」については平日及び休日の各 1 日間となっているが、工事の影響を予測・評価するための調査であれば、夜間の調査は要しない。〔計画書 p. 4-8, 13〕

(2) 芝川小学校における予測地点

一般環境調査地点のうち、事業計画地に隣接している芝川小学校での調査は、地上 1.2m での測定で差支えないが、予測地点としては、地表部分における遮蔽物による減衰効果を考慮し、1 階部分だけでなく、最上階の 3 階部分の教室を加え、学校環境衛生基準と比較することにより、授業への支障の有無について適切に評価・検討すること。

(3) 環境基準の類型指定図

騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、最終的な評価に関わることになるので、環境影響評価準備書には、その分布状況を地図上に示すこと。

3 振動

予測・評価に関する指標値及び工事の影響を予測・評価するための調査については、騒音と同じ。〔計画書 p. 4-8, 13〕

4 水質〔「5 土壌」関連事項〕

公園内には見沼の池（サンクチュアリ）の建設が計画されているが、汚染土壌が存在していた場合には、当該汚染土壌により地下水が汚染され、汚染された地下水が池の水質に影響を及ぼすおそれがある。このため、「造成等の工事」及び「敷地及び施設の存在」による「地下水に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とするとよい。

5 土壌

事業計画地周辺には、過去に廃棄物が投棄された箇所もあることから、事業計画地内についても廃棄物が埋設されている可能性を排除することはできないと考えられる。「造成計画」によると、切土量の合計（20,278 m³）が盛土量の合計（12,986 m³）を上回ることから、造成工事から排出される残土は場外処分されることになり、もし、埋設廃棄物があり、これに起因する汚染土壌が存在していた場合には、有害物質が外部に拡散することが懸念される。このため、環境影響評価の項目に「土壌」を追加し、「造成等の工事」による「土壌に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とすること。

6 地象

「工事計画」によると地盤改良工事が予定されているが、改良工法によっては、植物相に影響を与える可能性がある。このため、「表土の状況及び生産性」に係る予測及び評価は、今後確定する改良工法の内容を十分に勘案したうえで行うこと。

7 動物

動物に関する調査地域内に位置する事業計画地北側の合併記念見沼公園のビオトープは、当委員会において実施した現地調査から、良好な状態で定着していることが窺がえた。ビオトープ内の調査の実施にあたっては、そこに創出された生態系に配慮した手法を選択すること。

8 共通事項

存在・供用における「自動車交通の発生」による大気質、騒音、振動及び地域交通に係る予測及び評価は、公園の利用が定常状態となる時期のほか、公園内の駐車キャパシティを踏まえ、多目的広場を臨時駐車場として使用するようなイベント開催時等についても、その対象とすること。

第25回さいたま市環境影響評価技術審議会 会議録

1 会議の開催日時

平成29年6月6日（火）午前10時00分から12時00分

2 会議の開催場所

ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルド

3 出席者名及び欠席者名

出席者名

永澤 明 会長、大塚 壮一 委員、窪田 陽一 委員、四ノ宮 美保 委員、
藤野 毅 委員、村上 正吾 委員、山本 貢平 委員、渡辺 愛子 委員、
渡辺 季之 委員

他 事業者、関係者、事務局職員

欠席者名

岩崎 久雄 委員、大窪 和明 委員、金子 律子 委員、篠原 厚子 委員、
日原 由香子 委員、三浦 昌生 委員

4 議題及び公開又は非公開の別

議題

（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書について

公開又は非公開の別

公開

5 傍聴者の数

0名

6 問い合わせ先

環境局 環境共生部 環境対策課 電話番号 048-829-1332

開 議（午前9時58分）

○**環境対策課長補佐** それでは、時間より少し早いのですが、皆様お集まりのようなので、会を進めさせていただきたいと思います。

ただいまから第25回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、私、さいたま市環境局環境共生部環境対策課の課長補佐、大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局環境共生部環境対策課長の武井より御挨拶申し上げます。

○**環境対策課長** 環境対策課長の武井でございます。本日もよろしくお願いいたします。

これまでさいたま市の環境影響評価条例の対象事業としましては、大規模建築物や高層建築物、そして市が建設する廃棄物処理施設等で行ってまいりました。本日御審議をいただくセントラルパーク整備事業につきましては、公園の建設という、初めての対象事業でございます。特徴としましては、見沼田圃内に建設されるということで、見沼田圃というのは、带状に広がっておりまして、その両側、周辺は宅地化が進んでおるところです。ですから、都市部における貴重な自然とも言われている箇所でございます。

そういう状況でもありますので、これまでの対象事業とは少し違う視点で考えていかないといけない面もあると思っております。

本日も忌憚のない御意見を伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** ありがとうございます。

それでは、本日御出席いただいておりますさいたま市環境影響評価技術審議会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様。

○**永澤明会長** 永澤でございます。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 元埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様。

○**大塚壮一委員** 大塚です。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 埼玉大学大学院名誉教授、窪田陽一様。

○**窪田陽一委員** 窪田でございます。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 埼玉県立大学准教授、四ノ宮美保様。

○**四ノ宮美保委員** よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 埼玉大学大学院理工学研究科准教授、藤野毅様。

○**藤野毅委員** 藤野です。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 埼玉県環境科学国際センター研究所長、村上正吾様。

○**村上正吾委員** 村上です。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様。

○**山本貢平委員** 山本です。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様。

○**渡辺愛子委員** 渡辺愛子です。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** そして、埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様。

○**渡辺季之委員** 渡辺季之です。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** なお、岩崎久雄様、大窪和明様、金子律子様、篠原厚子様、日原由香子様、三浦昌生様におかれましては、御都合により御欠席でございます。

本日の審議会は、委員総数15名のうち過半数を超える9名の御出席をいただいておりますので、さいたま市環境影響評価審議会規則により、本審議会は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、続きまして、本日御審議いただきます（仮称）セントラルパーク整備事業の都市計画決定権者及び関係者を御紹介させていただきます。

都市計画決定権者、事業者といたしまして、都市局都市計画部都市公園課、長谷川課長。

○**都市公園課長** 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 同じく飯野課長補佐。

○**都市公園課長補佐** 飯野でございます。よろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 同じく五十嵐主任。

○**都市公園課主任** 五十嵐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**環境対策課長補佐** 続きまして、コンサルタント会社の紹介につきましては、都市公園課よりお願いいたします。

○**都市公園課主任** それでは、私から、今回、環境影響評価の業務を受託しておりますコンサルタント会社の紹介をさせていただきます。

国際航業株式会社の岡崎主任でございます。

○**岡崎淳一主任技師** 岡崎と申します。よろしくお願いいたします。

○**都市公園課主任** 白井さんでございます。

○**白井賢治環境事業担当部長** 白井と言います。よろしくお願いいたします。

○**都市公園課主任** 中前さんでございます。

○**中前忠之アセスメント担当課長** 中前と申します。よろしくお願いいたします。

○**都市公園課主任** 姫田さんでございます。

○**姫田貴弘主任技師** 姫田と申します。よろしくお願いいたします。

○**都市公園課主任** 以上がコンサルタント会社の御紹介でございます。

○**環境対策課長補佐** その他の事務局の紹介は、資料1の出席者名簿をもってかえさせていただきます。

それでは、次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。裏面に本日の資料の一覧を記載させていただいております。

資料の1は、本会の審議会出席者名簿、裏面に座席表がございます。資料の2、本日の審議会の委員名簿、資料の3が対象事業の概要及び評価手続状況、そして資料の4といたしまして、本事業の評価書の計画書に関するさいたま市影響評価の委員会の意見となっております。

そのほか、委員の皆様には、（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書と、その要約版、環境に影響を及ぼす地域に関する技術基準に該当すると認められた地域を記載した書類、そしてさいたま市環境影響評価条例集、さいたま市の環境影響評価の技術指針とその手引を配付させていただいております。

皆様、お手元の資料、過不足等ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○環境対策課長補佐 それでは、さいたま市環境影響評価審議会規則第3条第1項の規定によりまして、議長となります永澤会長に議事を進行していただきます。

永澤会長、よろしくお願ひいたします。

○永澤明会長 それでは、本日の審議会の議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず議事の前に確認します。

傍聴希望者の方はおられますか。

○環境対策課長補佐 本日の審議会には、傍聴希望はございません。

○永澤明会長 それでは、まず議事1です。早速議事に入ります。

議事1の1、（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書について、まず事務局から御説明いただきます。

○環境対策課主任 それでは、対象事業の概要及び環境影響評価の手續状況につきまして、要点を説明させていただきます。

都市計画対象事業の名称は、（仮称）セントラルパーク整備事業です。今回の計画につきましては、都市計画特例の適用がございまして、対象計画の種類といたしましては、公園の建設となります。

都市対象事業の規模につきましては、12.2ヘクタールです。関係地域といたしまして、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲を設定しております。

調査計画書の受理日につきましては、平成29年3月1日、意見書の概要報告が5月8日、技術審議会が本日、6月6日、市長意見が7月7日、意見書の概要報告を受けた日から2月以内と設定させていただいております。

以上です。

○永澤明会長 ありがとうございます。

○環境対策課長補佐 続きまして、調査計画書の概要につきましては、事業者であるさいたま市都市公園課から御説明をいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○都市公園課主任 改めまして、さいたま市役所都市公園課の五十嵐と申します。

私から、セントラルパーク整備事業の事業の概要、それから環境影響評価の調査計画書の内容について御説明を差し上げたいと思います。

説明につきましては、あちらのパワーポイントに資料を映写しながら説明をさせていただきたいと思いますので、ご覧いただきながら説明をお聞きいただければと思います。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

これから（仮称）セントラルパーク整備事業の事業概要について、御説明をさせていただきます。

これから御説明させていただきます内容につきましては、対象事業の目的、対象事業の名称と対象事業の概要についてでございます。環境影響評価の内容につきましては、事業概要の説明後

に説明をさせていただきます。

まず、対象事業の目的といたしましては、さいたま市では、「見沼田圃の保全・活用・創造」を主要施策の一つに位置づけ、その実現に向けて、「さいたま市見沼田圃基本計画」をはじめとする市の計画に掲げる施策を推進しています。

(仮称) セントラルパーク整備事業につきましても、施策の一つに位置づけられておりまして、見沼田圃の自然を再生し、自生する貴重な植物や希少な野生動物の保護に努め、市民のオアシスとなる緑の拠点の形成を目指すと同時に、大規模災害時には、さいたま新都心周辺の広域防災・医療拠点を補完するオープンスペースを確保することを目的に整備をするものでございます。

続きまして、都市計画決定権者の氏名及び対象事業の名称等でございます。

都市計画決定権者につきましては、さいたま市、代表者はさいたま市長、清水勇人でございます。所在地は、さいたま市役所になります。

事業の名称につきましては、(仮称) セントラルパーク整備事業、種類としましては、公園の建設となります。

対象事業の実施区域につきましては、JR大宮駅から東側約1.5キロメートル離れた見沼田圃エリア内に位置しておりまして、面積は約12.2ヘクタールとなります。事業実施区域の西側につきましては、見沼代用水の西縁、東側につきましては、芝川に隣接しており、北側には芝川小学校と合併記念見沼公園、南側にはさいたま市大宮南部浄化センターが配置されております。

現在の土地利用の状況としましては、主に農地、それから一部、住宅地ですとか事業所として利用されております平坦な地形となっております。

続きまして、対象事業の概要について御説明をいたします。

まず、平面計画についてですが、現時点におきましては、事業実施区域の西側半分を交流広場として草地、東側半分を見沼の池として、大きな池を造成する計画となっております。東側の池につきましては、合併記念見沼公園の池とつながりまして、西側の見沼代用水から取水し、合併記念見沼公園の池から事業実施区域の中に流入し、芝川へ排水する計画としております。また、南側には駐車場とビジターセンターを配置する計画としています。

続きまして、対象事業の緑地計画の考え方について御説明いたします。

考え方につきましては四つほどございまして、まず1点目としましては、見沼代用水を活用した小水路ですとか湿地、池のビオトープ整備を行い、多様な水生生物ですとかトンボ類等の生息を可能とします。

二つ目としましては、芝川の東側と見沼代用水の西側の斜面林をつなぐネットワークを形成するために、東西方向に連続した樹林地等を整備し、昆虫ですとか鳥類の生息地や移動経路となるようにしていきます。

三つ目としましては、低湿地ですとか水辺などのビオトープの整備とともに、ヤナギ林やハンノキ林の湿性林を創出し、ミドリシジミ等の生息を可能とします。

四つ目といたしましては、樹林地の縁辺部に自然草地を創出し、ギンイチモンジセセリ等の生息を可能とします。

対象事業の事業工程といたしましては、平成28年度から平成30年度にかけて、環境影響評価の手続を進めていく予定となっております。環境影響評価の手続が完了した後は事業着手となり

まして、基本設計等を経て用地の取得を行い、一定規模の用地が取得でき次第、造成工事等に着手をしていく予定でございます。

以上が対象事業の事業概要となります。

続きまして、引き続き（仮称）セントラルパーク整備事業の環境影響評価調査計画書について御説明をさせていただきます。

では、はじめに、環境影響評価の項目の選定について御説明をさせていただきます。

環境影響評価の項目につきましては、（仮称）セントラルパーク整備事業の事業特性、地域特性に基づいて選定をしております。本事業の実施により、周辺環境の影響が考えられる要因として、工事中は建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事が挙げられ、存在・供用時につきましては、敷地及び施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生が挙げられます。

これらの要因によりまして、環境への影響を想定するため、評価項目につきましては、大気質から地域交通までの15項目を選定しております。今後につきましては、これら15項目のうち廃棄物、温室効果ガスを除く13項目について現地の調査を行ってまいります。

続きまして、15項目の調査・予測の内容について御説明させていただきます。

はじめに、大気質につきましては、一般環境、沿道環境、地上気象を調査いたします。調査につきましては年4回とし、調査時期につきましては、春夏秋冬の各季節、1週間程度連続で実施をいたします。

大気質のうち、事業実施区域及びその周辺の一般環境の調査地点につきましては、事業実施区域内に1地点、事業実施区域に最寄りの配慮施設である芝川小学校に1地点を設定しております。

なお、気象につきましては、事業実施区域内で測定を行います。

事業実施区域周辺の道路、沿道環境の調査地点につきましては、現時点で想定されます工事用の車両ですとか公園管理者の車両の主な走行ルート上の4地点に設定をしております。

予測につきましては、工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時の自動車交通の発生を対象に大気拡散式等を用いて定量的に行います。

続きまして、騒音、低周波音、振動についてでございます。

事業実施区域周辺の一般環境と道路環境の騒音、振動について調査をいたします。

一般環境の騒音、振動につきましては、左下の写真のように、道路からの影響が少ない場所におきまして、騒音計、振動計を設置して測定を行います。道路交通騒音、振動は、右下の写真のように、沿道に騒音計、振動計を設置して測定を行います。

調査の時期につきましては、一般環境は1日間、道路交通につきましては、交通状況の変化が想定される平日と休日の各1日間ずつ実施を予定しております。

事業実施区域及びその周辺の一般環境の調査地点につきましては、事業実施区域に最寄りの配慮施設である芝川小学校に1地点、住宅地が分布している東西方向に各1地点を設定しております。

事業実施区域周辺の道路交通の調査地点につきましては、現時点で想定されます工事用車両、それから公園利用者、公園管理者の車両の主な走行ルート上の4地点を設定しております。

予測につきましては、工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、存在・供用時の自動車交通の発生を対象に、伝播理論計算式等を用いて定量的に行います。

続きまして、水質と水象でございます。

事業実施区域周辺の水質と水象につきまして、調査地点にて採取し分析することで、水質や水量の調査をいたします。

環境基準が設定されております生活環境項目のうち、工事中の濁水発生を想定しまして、濁水に関する項目につきましては、降雨時の2回調査を行います。その他の項目につきましては、平常時の4回調査を行います。また、表土の状況としまして、土壌沈降試験の試料の採取を1回行います。

水質、水象の調査地点は、事業実施区域及び合併記念見沼公園から芝川へ排出します地点、芝川、それから、見沼代用水からの取水地点の計4地点を設定しております。また、土壌沈降試験の試料採取につきましては、事業実施区域内の切り土箇所となる2か所を設定しております。

水質の予測につきましては、工事中の浮遊粒子状物質は工事計画、それから調査結果等により定量的に工事中の水素イオン濃度、供用時の生活環境項目につきましては、工事計画、それから事業計画、調査結果等により定性的に予測を行います。水象の予測につきましては、事業計画をもとに定量的に行ってまいります。

続きまして、地象でございます。

地象につきましては、表土の種類と理化学分析により、土壌の生産性について調査をいたします。調査につきましては、季節的な変動がないため、年1回といたします。調査地点につきましては、事業実施区域内の主要な土壌の種類を把握できるように5地点を設定しております。

予測につきましては、重要な地形は定性的な予測、表土の状況及び生産性につきましては、事業計画と調査結果等の比較により行います。

続きまして、動物についてでございます。

動物につきましては、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物を対象に調査をいたします。調査につきましては、各項目の確認に適した手法により行います。調査の時期につきましては、各項目の確認に適した時期に実施をし、できる限り多くの種類の確認に努めてまいります。

植物につきましては、植物相、植生、人の視界に占める緑の量について調査を行います。調査につきましては、主に調査範囲を踏査し、目視により種類を判別して記録をしてまいります。調査時期につきましては、植物相は植物の確認に適した時期に実施し、できるだけ多くの種類の確認に努めてまいります。植生、緑の量につきましては、植物の生育が活発な夏に行います。

生態系につきましては、動物と植物の調査結果を整理することで、この地域の生態系の状況を整理してまいります。

動物、植物、生態系の調査の範囲につきましては、事業実施区域から概ね200メートルの範囲内といたします。ただし、見沼田圃内に飛来します鳥類の把握のため、鳥類につきましては、適宜調査範囲を広げて調査をしてまいります。調査の地点につきましては、哺乳類、昆虫類のトラップにつきましては、事業実施区域内とその周辺状況を把握するため、合併記念見沼公園にも設置をいたします。

鳥類のセンサスポイントにつきましては、周辺の見晴らしがきく地点として、事業実施区域内と芝川にかかる橋に設定をいたします。センサルートにつきましては、事業実施区域及びその

周辺の環境を網羅するように設定をしております。

予測につきましては、工事中及び供用時にそれぞれの項目が影響を受ける要因を対象としまして、事業計画や調査結果等を考慮して、定性的に行ってまいります。

続きまして、景観でございます。

事業実施区域周辺の主要な眺望点からの眺望景観について、写真撮影により調査をまいります。調査につきましては、季節の変化を考慮しまして、春夏秋冬の4季に各1回ずつ行います。景観の調査地点につきましては、人が集まると予想されます場所を対象としまして、事業実施区域から100メートル以内の近景で3地点、数百メートルの中継で1地点、1.5キロメートル離れた遠景で1地点を設定しています。

予測につきましては、景観資源は事業計画等により定性的に行い、眺望・景観はフォトモンタージュにより行います。

続きまして、自然とのふれあいの場でございます。

自然とのふれあいの場の分布、周辺環境、利用状況、交通手段等につきまして、利用者の方に聞き取り等を行うことで調査をいたします。調査につきましては、季節変化に伴う利用状況の変化を考慮し、春夏秋冬の4季、各1回ずつ行います。自然とのふれあいの場の調査地点につきましては、事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場となっております5地点を設定しております。

予測につきましては、工事中及び供用時にそれぞれの項目が影響を受ける要因を対象としまして、事業計画等を考慮し定性的に予測いたします。

続きまして、廃棄物等でございます。

廃棄物等につきましては、既存資料により現状の把握を行い、予測につきましては、工事の計画、事業の計画をもとに排出量や処理方法等を予測してまいります。

続きまして、温室効果ガスでございます。

温室効果ガス等の予測につきましては、こちらも工事計画、事業計画、二酸化炭素排出係数をもとに算出する方法で行ってまいります。

続きまして、コミュニティでございます。

コミュニティにつきましては、コミュニティ施設等の分布、利用状況、交通手段について、利用者の方に聞き取り等を行うことで調査いたします。調査につきましては、コミュニティ施設等が利用されております時期の1回といたします。コミュニティの調査時点につきましては、事業実施区域周辺のコミュニティ施設等の3地点を設定しております。

予測につきましては、工事中、供用時にそれぞれの項目が影響を受ける要因を対象としまして、事業計画等を考慮し、定性的に予測をしてまいります。

最後になりますが、地域交通でございます。

事業実施区域周辺の交通状況について調査をいたします。調査の時期につきましては、交通状況の変化が想定されます平日と休日の各1回ずつ実施をいたします。地域交通の調査地点につきましては、現時点で想定されます工事用車両や公園管理者の車両の主な走行ルート上の交差点の3地点を設定しております。

予測につきましては、将来交通量、交差点解析等を考慮して行います。

最後になりますが、現地調査の工程について御説明をさせていただきます。

現地調査につきましては、一部先行して進めているところもございますが、平成29年3月より実施しており、今年度1年間をかけて調査を進めていく予定でございます。

以上、（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書の概要について御説明をさせていただきます。ありがとうございます。

○環境対策課長補佐 議長、事務局より一つ追加で説明させていただきます。

実は、調査計画書について、市民の方から1件だけ意見書が出されたのですが、それについては、環境の保全の見地からの意見ではございませんでしたということを追加で御報告させていただきます。内容は、ビジターセンターという小さな建物があるのですけれども、それは必要ないのではという意見でした。

以上です。

○永澤明会長 ありがとうございます。

次に、委員会意見の報告をお願いします。

委員会の委員長を務めていただきました日原委員が今日御都合により御欠席ですので、委員長に代わりまして大塚委員に、先に開催されました委員会での審議結果について御報告いただきます。よろしくをお願いします。

○大塚壮一委員 それでは、日原委員長の代わりに私から御報告いたします。着座にて説明をさせていただきます。

まず、配付資料の一番最後を見ていただきたいのですけれども、委員会の委員の名簿が記載されています。委員は、私大塚と、日原委員と村上委員と山本委員、それから渡辺愛子委員、この5人でございます。

資料4に沿って御説明していきます。

委員会が開催されたのは4月20日です。

最初に、委員長として日原委員を選出しました。その後、審議と現地視察を行いましたのでその結果を御報告いたします。

まず、1ページ目です。

1番の大気質、（1）の環境影響の合成につきまして、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響が重なる時期が想定される場合には、それらの環境影響を合成して予測し、これを指標値と比較することにより評価すること、です。

建設機械の稼働とか資材運搬等の車両の走行、このように時期が重なるものについては、その影響を足し合わせて、指標値と比較するよにということ、これが今まで実施されない場合が多かったということです。アセスメントを実施する事業者がよく参考にする「道路環境影響評価の技術手法」という本がありますが、それに影響を足すよにと記載されていないのです。その資料の作成者としては、当然足すものと考えて記載していないのかもしれませんが、それを利用する者が、記載されていないから足さなくていいと解釈しているのではないかと、ということです。足し合わせて指標値と比較してくださいということ、これについては、この審議会でも、しばしば指摘しています。

それから、（2）調査地点の設定についてです。

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の一般環境調査地点は、事業計画地内の1地点（E1）及び環

境の保全についての配慮が特に必要な施設として事業計画地北側に隣接する芝川小学校の1地点（E2）の2地点が設定されている。事後調査の際、風上と風下で並行してデータを収集し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響を的確に把握するためには、調査地点を事業計画地の周囲に少なくとも3地点、この場合は、芝川小学校の他に2地点を設定する必要がある。追加する調査地点は、事業計画地周辺の住宅の分布状況を踏まえ、当該住宅への影響を把握するために適当な地点を選定すること、です。この審議会でも今まで指摘してきましたが、調査地点を3か所にして欲しいということです。それにより、どの風向きでも事業地の風上と風下でデータがとれ、事業の影響が評価できるようになるので、3地点をお願いしますということです。

それから（3）「5土壌」関連事項です。

次のページです。汚染土壌が存在していた場合には、造成等の工事に伴う粉じんの発生により、有害物質が事業計画地周辺に拡散する恐れがあるため、「造成等の工事」による「大気質に係る有害物質」について、調査・予測・評価の対象とすること、です。

それから、（4）評価の指標です。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する「評価の指標」として、環境基準を掲げており、「長期平均濃度」と記載されている箇所があります。環境基準の長期的評価方法は、二酸化窒素にあつては日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質にあつては日平均値の2%除外値であるため、誤解を生じないように、その旨正しく記載すること、です。

これは、測定値の平均値が指標値を満たせば良いのではなく、測定値の大部分、年間98%値や2%除外値が基準を満たさなければならないということです。それを明確にして欲しいということです。

それから、2番、騒音です。

（1）指標値及び調査期間・頻度。

「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」及び「資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音」に係る予測・評価に関しては、昼間（6時から22時）及び夜間（22時から6時）の環境基準値を指標値としているが、本対象事業が夜間に工事を実施しない計画であれば、夜間の指標値を設定する必要はない。また、調査期間・頻度は、「一般環境騒音」については平日の1日間、「道路交通騒音」については平日及び休日の各1日間となっているが、工事の影響を予測・評価するための調査であれば、夜間の調査は要しないということです、です。

次に、（2）芝川小学校における予測地点です。

一般環境調査地点のうち、事業計画地に隣接している芝川小学校での調査は、地上1.2メートルでの測定で差し支えないが、予測地点としては、地表部分における遮蔽物による減衰効果を考慮し、1階部分だけでなく、最上階の3階の部分の教室を加え、学校環境衛生基準と比較することにより、授業への支障の有無についての適切に評価・検討すること、です。

次に、（3）環境基準の類型指定図です。

騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、最終的な評価に関わることになるので、環境影響評価準備書には、その分布状況を地図上に示すこと、です。

それから次のページにいきまして、3番、振動です。

予測・評価に関する指標値及び工事の影響を予測・評価するための調査については、騒音と同

様ということですが。

次に、4番、水質、土壌関連事項です。

公園内には見沼の池（サンクチュアリ）の建設が計画されており、汚染土壌が存在していた場合には、当該汚染土壌により地下水が汚染され、汚染された地下水が池の水質に影響を及ぼすおそれがある。このため、「造成等の工事」及び「敷地及び施設の存在」により「地下水に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とすることということ、です。

次に、5番、土壌です。

事業計画地周辺には、過去に廃棄物が投棄された箇所もあることから、事業計画地内についても廃棄物が埋設されている可能性を排除することはできないと考えられます。「造成計画」によると、切り土量の合計2万278立方メートルが盛り土量の合計1万2,986立方メートルを上回ることから、造成工事から排出される残土は場外処分されることになり、もし、埋設廃棄物があり、これに起因する汚染土壌が存在していた場合には、有害物質が外部に拡散することが懸念される。このため環境影響評価の項目に「土壌」を追加し、「造成等の工事」による「土壌に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とすること、です。

この件について補足しますと、5の土壌の1行目に「事業計画地周辺には、過去に廃棄物が投棄された箇所もあることから」とありますが、今回委員会を開催しましたが、現地調査の一環として、事業計画地のすぐ南側に位置する下水処理センターの屋上から、この北側の計画地を俯瞰したのですが、屋上から反対方向の南側を見たときに、廃棄物が投棄された小山が見えたということがありました。

次に、6番、地象です。

「工事計画」によると地盤改良工事が予定されており、改良工法によっては、植物相に影響を与える可能性がある。このため、「表土の状況及び生産性」に係る予測及び評価は、今後確定する改良工法の内容を十分に勘案した上で行うこと、です。

それから、7番、動物です。

動物に関する調査地域内に位置する事業計画地北側の合併記念見沼公園のビオトープは、当委員会において実施した現地調査から、良好な状態で定着していることがうかがえた。ビオトープ内の調査の実施に当たっては、そこに創出された生態系に配慮した手法を選択すること、です。

次に、8番、共通事項です。

存在・供用における「自動車交通の発生」による大気質、騒音、振動及び地域交通に係る予測及び評価は、公園の利用が定常状態となる時期のほか、公園内の駐車キャパシティを踏まえ、多目的広場を臨時駐車場として使用するようなイベント開催時等についても、その対象とすること、ということですが。

以上です。

出席した委員の先生方から補足等あればお願いします。

○永澤明会長 先生方、何かございますか。

[発言する人なし]

○永澤明会長 それでは、全体に関して話を進めていきたいと思っております。

まず、調査計画書全般について、皆様から、どの部分からでも結構ですけれども、お気づきに

なった点に関してご発言願います。

○渡辺愛子委員 委員会意見についての補足です。3ページの7番の動物について、「ビオトープ内の調査の実施に当たっては、そこに創出された生態系に配慮された手法を選択すること」とありますが、ここに補足させていただきます。

ここで言うビオトープとは、この事業地のすぐ北側に隣接する合併記念見沼公園が先行事業として設置された際に造られたものでして、稼働して時間が経っております。現地視察させていただいたところ、ビオトープとしてすっかり定着していて、いろいろな植物、それから鳥類も来ている様子が観察できました。計画地の周辺の調査地域内にこのビオトープが入るのですが、この（委員会意見の7にある）「合併記念見沼公園内のビオトープを調査するに当たっては、そこに創出された生態系に配慮した手法を選択する」というのは、既に定着している見沼公園内のビオトープの生態系を壊さないような手法で調査を行うという意味であることを補足させていただきます。

○永澤明会長 最終的に、見沼記念公園の池と新しい池を接続する予定だと思います。今のは調査方法に関する御意見ですが、接続の際にきちんと生態系が継続できるようにすることも考えないといけないというご意見でよろしいですか。

○渡辺愛子委員 はい。

○窪田陽一委員 偶然ですけども、先週2回この地域を視察しました。この公園の第2期事業地区の300メートルほど南に首都高速道路が通っていて、その下が全部ビオトープになっています。鳥や昆虫、小動物がかなり出入りをしているので、これの影響があるのかはわかりませんが、視野に入れておいたほうが良いと思いました。ただし、フェンスがあり特別許可がないと中に入れないです。ただ、動物、昆虫は勝手に出入りします。10年経ちまして、安定してきたと思います。去年は雨が少なくて、池が干上がってしまいました。気象の影響も当然、自然の状態ですから受けますので、この第2期事業、あるいは第1期事業がどうなっていくかは私にはわかりませんが、そのあたりが気になりました。

同様に、計画書の4-11ページで、騒音地点調査が3か所挙げられていますが、南側に首都高速道路が通っています。おそらく北を向いて音を拾えば、南側からの騒音は暗騒音としては入りにくいと思うのですが、そのことは考えなくていいのかなということです。現況調査で把握できているのであれば、必要ないのかもしれませんが。

それから、この現況調査は、時間的な分布はどのようになるのでしょうか。24時間継続なのか、特定の時間帯だけなのかは、計画書を読んでもよくわかりませんでした。

同様に、4-43の眺望景観でも、南側から北を向いて事業区域を見るという視点がないのです。北から南を見ますと、これは逆光になりますので、影の方を見てしまうことになります。現況では余り樹木は生えていないと思いますけれども、南側から北を見ないのは何故かということが気になりました。

以上です。

○永澤明会長 今の御意見は、今度の場所の南へり、大宮南部浄化センターの側にもう一か所観測地点をつくったほうが良いという事でしょうか。

○窪田陽一委員 公園を見る場合など、お寺の庭園を見る場合は必ず北向きも見ているのです。龍

安寺の石庭は自然ではないので南側に位置しています。普通は、雪洲庭園などは全部北側にあります。太陽が当たっている方を見るのが自然な日本の風景観賞の方法かなと思います。

○永澤明会長 その辺はお考えありますか。騒音に関しても、確かに、この南北幅と同じぐらい南側に首都高速道路があります。この部分の下、運動場などがあるこの辺にビオトープがあるのでしょうか。

○窪田陽一委員 ビオトープは高速道路の高架橋の真下です。

○永澤明会長 真下。

○窪田陽一委員 全部首都高の用地になっています。

○永澤明会長 はい。

○環境対策課長 首都高速道路の下は、低木等を中心としたビオトープになっております。首都高速道路公団で建設した道路ですが、環境影響評価法が施行される前に、自主的にアセスを実施しました。当時の環境影響評価書を見ると、このビオトープを含む景観の予測も出ております。ビオトープは、現在も管理されている状況です。

首都高速道路のビオトープについても、本市の計画の中で、事業計画地と一体的に見沼田圃シンボル軸として位置づけられているところです。

それから、高速道路の騒音の影響ですが、現地調査で確認した限りでは、事務局の印象を申し上げると、現状としては交通量も少ないので、ほとんど高速道路の車の音は聞こえない状況だと思います。

○窪田陽一委員 低木等が中心だというのは、確かにそのとおりです。ここは学校などの協力を得て、ハンノキプロジェクトという、ミドリシジミの産卵と孵化が自然に行われるようにということを行っています。ハンノキに関してはかなり密植をして、高さも、高架橋の一番高いところは越えない程度までは伸ばしていますので、全く高木がないのではないと思います。それを越える高木は、むしろ敷地外の農地のほうの木です。これは、優良な農地が広がっているところは切っ

て欲しいと言われることがあるそうです。

今回の場合は、高架橋が少し高くなっているのですが、営農地があるので、一定以上の高さには伸びないようにしています。

○永澤明会長 この騒音等については3か所、南側がいいだろうということと、景観に関して南側から見る景観を記録しておくべきというのはいかがでしょうか。

○環境対策課長 景観については、その御意見、事務局としては当然と思っております。南側の地点としてどこを選定するかは、事業者側と調整のうえ、決めたいと思います。景観のポイントは、道路上にとる場合もございまして、ビューポイントとしてどこが適切か、検討させていただきたいと思います。

○永澤明会長 山本委員。

○山本貢平委員 窪田委員の御質問に答えているかわからないのですが、4-11ページに、環境騒音地点が3ポイントと、少ないという御意見かと思えます。

基本的には、これは建設工事に伴う騒音についての予測・評価になりますが、建設工事機械の稼働に伴う騒音の評価は、普通は敷地境界上で規制値が決められているので、その部分で規制値を順守していればよいということになります。

今回のこの3点ですが、敷地境界から離れた住環境の場所に設定してあります。必ずしも設定する必要はないのですが、工事が長期にわたるような場合には、国、または地方公共団体が決めた環境基準との整合を図ってくださいますということがあるので、その意味で、敷地境界以外に3か所設けられているということです。

また、どの地点に設けるべきかですが、基本的には、騒音に係る環境基準の類型指定がありまして、この地域についてはこの指定、この地域についてはこの指定というのがあります。この計画書には類型指定図がないので、はっきり申し上げることができないのですが、南側と北側について、環境を保全すべき地域があれば、設定してもいいと思います。現状は、西側と東側については確かに住居が存在するので、保全すべき基準もあると思いますので、このような形でいいと思います。

僕からの質問になりますが、北側と南側について類型指定、もしくは環境保全すべき地域があるか、それを答えていただければいいかと思います。

○環境対策課長補佐 事務局からお話します。

今の山本委員の質問ですが、見沼田圃自体、北と南全部またがっていますが、全て調整区域となり、その他の区域となります。

○環境対策課長 追加で申し上げますと、環境上配慮が必要な施設として、直近では芝川小学校が存在します。あとは住宅地になると思います。南側については、下水処理センターやし尿処理センター、グラウンド等となりますので、騒音について申し上げますれば、保全すべき区域はないと考えます。

○山本貢平委員 この建設工事は、箱物を造る工事ではなくて、土地を改変する土木工事なので、通常の建設工事ほどは、大きな音はしないと思います。この敷地の中のどこで工事をやるかにもよりますが、敷地自体がかなり広いので、計算上はその影響は小さいと思います。もし南側、北側に保全すべき対象があったとしても、住民票をそこに置いてお住まいの方がいらっしやらないようであれば、必要ないと思います。その辺を検討していただいて、必要であれば考えていただいてもいいと思います。

○環境対策課長補佐 ありがとうございます。

○永澤明会長 この計画書の平面図上だと、南西の隅の駐車場ができる位置に何か建物があります。建物を壊すことになるかと思います。北側半分、森林なのか草地なのか、何かあります。

○環境対策課主任 北側は畑になっております。

○永澤明会長 北側は畑ですね。

○環境対策課主任 家庭菜園的な使い方になっています。

○永澤明会長 そうすると特に建物を壊すような作業はないのでしょうか。

○環境対策課主任 現在の建物の状況としては、民家が数軒と、工場、砂利、廃棄物の運搬会社の資材置き場が南側に存在しております。

○永澤明会長 この委員会のときに、芝川小学校の3階への環境騒音の影響というのを議論していただいているのですが、これは、1階は遮蔽されるけれども、上のほうには騒音が行く可能性があるから考えるようにという事でしょうか。

○山本貢平委員 そうです。計画上は地上1.2メートルで現況を測定して予測することになってい

ますが、専門的に言うと、地面に沿って騒音が伝搬するとき、吸収が起きるので、予想よりも騒音は低くなるのですが、上のほうは見通しがきいてしまいますので、そのまま音波が到達します。そうすると、学校の授業という観点からすると、学校保健安全法に書かれている衛生基準との照合によって、影響はないということは示しておくべきです。隣接する場所ですので、アセス上必要になるということで意見を出しています。

○永澤明会長 ありがとうございます。

それでは、騒音関係に関してはよろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

○岡崎淳一主任技師 先ほどの窪田委員からの御意見についてですが、国際航業の岡崎と申します。着座のまま回答させていただきます。

御意見が先ほど出たもので、話が前後しますが、高速道路が南側にありまして、暗騒音の影響を受けるのではないかとということをお願いしておりましたけれども、スライドを見ていただければと思うのですが、高速道路がちょうどトンネル、地下構造になっているのですけれども、地下に入っていくところよりも先のところに調査地点を設定しております。高架からの高速道路の走行音については、それほど大きな影響を受けない箇所を測定を行っております。暗騒音として全く影響を受けないとは言えませんが、それほど影響を受けない地点で測定ができていると考えています。

もう一点、景観の御意見につきまして、おっしゃるように南側から日が当たっておりますので、南側からの景観の調査地点を探しておりましたけれども、この地域、南側につきましては、ちょうど事業実施区域の南側に事業所が並んでおりまして、近接する箇所から見ますと、その事業所の壁が見えるような状態になっておりましたので、良い調査地点がなかったというのが正直なところではあります。

中距離の景観として、少し離れた地点として、南側にあります下水処理センターの屋上、現地視察で見ていただいたところではありますけれども、そちらからですと、ちょうど事業実施区域、南側から北を向いて望める箇所にはなるのですが、そちらが現在一般の方が入れる場所ではないので、調査地点からは今回省いたというところがあります。

唯一南側から見る地点としまして、事業実施区域から1.5キロほど南西側に離れるのですが、さいたま新都心の合同庁舎の31階に、喫茶室がありまして、そちらは一般の方が入れる地点になります。そちらを南側から、かなり遠景にはなるのですけれども、事業実施区域を望める地点ということで、調査地点に現在設定しております。

○永澤明会長 よろしいでしょうか。

○窪田陽一委員 はい。

○永澤明会長 ほかに何かございますか。

渡辺委員。

○渡辺季之委員 1点確認ですが、計画書の2-21ページ、ビジターセンターの図です。こちらにあるのが、北を上にしたと、おおむねIの字型に見えるのですが、左のページ、2-20ページで見ますとH型に見えます。これ方角がどちらなんでしょうか。合っていないように思えます。

○都市公園課長 都市公園課長の長谷川でございます。

委員御指摘の2-20と2-21の方角が違うのではないかとのご指摘でございますけれども、委員がおっしゃるように20と21の方角が違っております。

確認の上、修正させていただきます。

○永澤明会長 ほかにございませんか。

○藤野毅委員 水質についてお伺いします。

計画書の4-26です。この件では今日初めて参加したのですが、芝川の水質に影響を与えない事業だと思っております。この見沼の池、サンクチュアリの広さですが、長さでいうと100から200メートル四方ぐらいの池を造ることになります。芝川の水質汚濁に係る環境基準の類型がD類型であり、もともと芝川は水質の悪さが顕著だったのが今かなり改善しているのですが、見沼代用水もそうかもしれませんが、それを暫く溜めておくと、内部生産などが起き水質に影響が出ると思われます。この水の水質については評価がないのですが、芝川の水量も多くないので、この池を造ったことによって、水質が悪化する懸念があると思います。

類型のDの例えば浮遊物質量が100 mg/L以下というのはめったに見られないと思うのですが、例えば溶存酸素では2 mg/l以上で、コイかフナが生きていられるかどうかというレベルだと思っております。コンセプトとしては、この見沼田圃の生物の多様性とか、色々な魚、虫など生き物を考えたら、リスクが大きいと感じます。もう少し厳しく、都市の川だからD類型にするのではなく、これをC、Bまでいかなくても、ワンランク上げるような気概があって欲しいと思いました。池の滞留時間を予測し、特性を踏まえた予測になっているかをよく再考していただきたいと思いました。

○永澤明会長 藤野先生、公園の池はD類型なのですか。

○藤野毅委員 池の場合は面積と滞留時間が基準に乗るか乗らないかというのがあり、この規模だと環境基準はないと思います。ただ、きれいな水を溜めるのではなく、D類型の河川水を持ってくるのは、汚染のポテンシャルが高いということと、水生生物の保全に係る水質環境基準のBは、コイやフナなど、高温域でも何とか生育できるレベルなのです。これをもう少しほかの魚が住めるレベルにするなどです。数値で言うと、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸という最近追加された基準値ですが、それが0.05 mg/L以下から0.04 mg/L以下に、少し違うだけですが、これをつくるコンセプトを考えたら、もう少し高いレベルの水質基準でやってもらいたいと思います。

○永澤明会長 これは、基本的にはこの池というのは芝川の水を使うのでしょうか

○環境対策課長 見沼代用水から引いています。芝川は排水先です。

○永澤明会長 そうすると、問題はこの地区の地下に廃棄物があったときに、地下水の中にそのものができてこの池にたまるという可能性はありますか。

○藤野毅委員 地下水が出てくるかは、このあたりはNPOが随分調べていますが、地形的に湧水は出やすい気はします。でも、その湧水イコール地下水と言えるかはわかりません。それは詳細に見ていかないといけないと思います。私の感覚では、地下水は余り関わっていないと思います。つまり降った雨が結構汚れていたら、それは出てくるという感覚です。

○永澤明会長 その辺はいかがでしょうか。

○環境対策課長 芝川はD類型ですので、環境基準、この指標値を設定しております。造成等の工事等の場合は、さいたま市生活環境の保全に関する条例で規定する、指定建設作業の排水基準を

設定する場合があります。SSで言うと100 mg/Lよりも緩い180 mg/Lとなっています。

供用開始後については、環境基準との比較とする場合が多いと思っておりますが、おっしゃるとおり、芝川は環境基準に適合していますが、それはあくまでもD類型だからというところもあります。もっと高い類型の指標値にできないか、あるいは、さいたま市でも芝川4か所で定期観測もしていますので、通常の水質を踏まえて、指標値としてもう少し適切なものを設定できないか検討させていただきたいと思えます。

○永澤明会長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

○大塚壮一委員 委員会意見への補足ですが、資料4の2ページ目、大気の(4)評価の指標につきまして、二酸化窒素と浮遊粒子状物質のことが記載されていますが、そこに炭化水素も追加していただきたいと思えます。二酸化窒素の場合は年間98%値、浮遊粒子状物質は2%除外値が環境基準と比較・評価されるわけですが、炭化水素についてもそれに準じた扱いにしてほしいということです。平均値と指標値を比べるのではなくて、年間98%値や2%除外値を出して、それと指標値(炭化水素の場合は「指針値」と)を比較してもらいたいということです。

以上です。

○永澤明会長 炭化水素でも二酸化窒素のように、98%値というやり方が正しいのですか。

○大塚壮一委員 そうです。平均値と指標値を比較するのでは甘過ぎる比較になってしまいます。

測定値の大部分(98%)が基準に適合するようにしないといけないということです。

炭化水素の場合はその辺が曖昧になっていますが、二酸化窒素とか浮遊粒子状物質と同じような扱いにしていただきたいということです。

○永澤明会長 その辺はいかがでしょうか。

○環境対策課長 前回は御意見をいただいておりますので、事業者と検討させていただきまして、準備書に反映させたいと思えます。

○永澤明会長 大気質に関してはそういうことでございます。

ほかにございますか。

渡辺委員。

○渡辺季之委員 道路計画等に係るところになりますが、4-57ページ、交通量の地点図がありまして、C1、C2という地点がありますが、このアクセス道路について、両地点とも、例えば計画地からこの道に出るのに現状C1はT字路、C2については押しボタン信号があるT字路となっていて、道路の事情としては、大型車が通るには好ましくない道かと思えますが、このあたりの交通安全の対策としては何かありますか。

○岡崎淳一主任技師 C1地点、C2地点の現状の安全対策の状況ということでしょうか。

その状況につきましては、調査項目として上げておまして、これから調べる内容となっておりますので、準備書で、御報告ということになるかと思えます。

工事用車両につきましては、調査計画書本編の2-24ページになりますが、産業道路から高速道路に沿った側道を通って、南側から事業実施区域に入ってくる道路が、現在大型車両が通れるような道路としては唯一のものになりますので、こちらが大型車両の想定されるルートとして設定しているものになります。

先ほどの調査地点でいきますと、C3が大型車の通るような交差点ということで、C1と2につきましては、工事用車両というよりは、供用後、公園の管理者や利用者が主に使われるルートとして想定しているものになります。

○永澤明会長 そうすると供用後に、この道路を中心に車が動きます。南側に駐車場ができるわけです。この道路は通行量が増えるのではないのでしょうか。

○岡崎淳一主任技師 現状、公園として利用されている場所ではありませんで、公園として利用されれば、新たな利用者が出てくることになりまますので、交通量もその分増えると考えています。

○永澤明会長 それから、道路について、別の話になりますが、今、合併記念見沼公園とこの場所の間に道路があります。芝川小学校の通学路だと思うのですが、これを廃止すると、芝川小学校の周りの道路は口の字型になって、完全に行き先のない道になりますが、想定していますか。

○都市公園課主任 御質問の件ですが、芝川小学校の通学路になっていることは、我々も認識をしています。芝川小学校へアクセスをするのに、子供たちがこの道路を通りアクセスしていますので、道路をなくしてしまうとアクセス路が無くなるということも考えられます。こちら公園の設計の中で、例えば将来的には公園の中を抜けて、小学校へアクセスするようにするなど、何かしらの対応を我々も考えていかなければならないと考えているところでございます。

○大塚壮一委員 景観のことですが、先ほど南の方向からの景観が話題になりましたが、今回委員会を開催したのは下水道処理センターですが、そのすぐ東側に大宮南部浄化センターがあります。南部浄化センターの南側に庭園があって、一般の人が入れるのですが、それ以外に、大宮南部浄化センターの建物内にも一般の人が入れます。そちらからこの事業対象地域を見られる可能性もあると思います。それが出来るなら、考えていただきたいです。

○永澤明会長 いかがでしょうか。

○環境対策課長 大宮南部浄化センターに見沼見聞館があります。そこにはビオトープと、建屋内に見学コース、し尿処理施設の解説を行う、どなたでも入れるスペースがございます。

北側には県の中水の施設があり遮蔽される可能性もありますが、確認しておくべきだと思います。見聞館からの景観というのは確認されていますか。

○岡崎淳一主任技師 確認していません。

○環境対策課長 その辺は確認させていただきます。

○永澤明会長 ほかに何かございますか。

○大塚壮一委員 もう一つだけよろしいでしょうか。大気質の1番の環境影響の合成と同様ことですが、騒音・振動については、いかがでしょうか。

○山本貢平委員 騒音の場合は、例えば建設工事だと、建設工事騒音という対象に対して規制がわかり、評価がされるし、道路交通騒音というと、道路交通騒音というものに対し評価がされるので、基本的には、同じ音ですが、対象とするものは別になるということです。ミックスした場合はどうかというと、それは一般環境になるかもしれませんが、今回の場合は、建設工事を中心ですので、それに伴う騒音の評価になりますから、自動車は自動車、建設機械は建設機械として、それぞれ評価指標と評価方法が違っているということです。大気とは違うかもしれませんが、その様な評価になります。

○永澤明会長 大気の場合は、どこから出ても同じ化合物ですが、音の場合は、自動車の騒音は普

通の音だけれども、建設工事は異常時だから、別の考え方で扱うということですか。

○山本貢平委員 音としては一緒ですが、保全対策をする時に、環境を損なう原因となる騒音の要因を調べておけば、その事に対策ができます。道路交通騒音であれば、工事車両が多いから環境基準をオーバーしましたとなれば、自動車の台数を減らしなさい、別のルートを使用しなさいということになります。建設工事騒音が大きければ、その建設工事騒音についての騒音を減らしなさいということになります。音としては道路交通騒音も建設工事騒音も同じ音です。大気質はそれぞれ成分が違っているということですが、そういう区別ができないものですから、どちらかというとならざるを得ないですが、その様な区分で基準や規制が行われていると考えていただいたほうが良いと思います。

○永澤明会長 ほかにございますか。

ここの土壌の汚染などを調査するという話が出ていますが、廃棄物を埋めた経歴があるかもしれないという、どこかみたいな話になっていますが、それについて、もし何か出てきたときにはどうするのでしょうか。四ノ宮先生、何か考えはございますか。先ほど少し申し上げましたが、池等へ影響が出ないかどうか、地下水だとかくみ上げ水は大丈夫でしょうか。

○四ノ宮美保委員 土壌から有害物質が出てきますと、雨水により、地下水に流出したり、池にも溶出してきて、排水にも影響を及ぼすということも考えられます。この委員会でも提案されているように、土壌については調査項目にさせていただいて、調べていただきたい。特に切り土、土壌を取り除くところに関しては、重点的に使用履歴を調査し、また色々ないろいろな有害項目についても、実際のモニタリングを行っていただきたいと思っております。

○永澤明会長 そのほか、何かこの際ございますか。

それでは、ここで全体の御意見、あるいは議論を終了にしたいと思います。

これで、議事1に関する審議を終了いたします。

それから、きょう御欠席の委員の先生方がかなり多いので、これに関して、この御意見をもとに、御欠席の委員の先生方に御報告して、御意見を伺って、審議会としての答申を取りまとめたいと思っております。それは、事務局に、その作業をお願いして、御意見伺ったものを一度、おられる委員の先生方にも御確認いただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

最終的には、その御意見をもとに、私のほうで事務局にお話ししたいと思っておりますので、私に一任させていただくということを御了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○永澤明会長 ありがとうございます。

それでは、議事2、その他に移りますけれども、委員の先生方から何か、御意見ございありますでしょうか。

特によろしいですか。

〔発言する人なし〕

○永澤明会長 事務局から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○永澤明会長 これをもちまして、議事を終了いたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○環境対策課長補佐 本日は、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に事務局のほうから5点ほど連絡事項を申し上げたいと思います。

まず1点目についてですが、本日の議事録と答申案の確認についてでございます。本日の議事録につきましては、市のホームページに掲載をさせていただきます。その前に、委員の皆様にご電子メール等でお送りし、内容を御確認いただきたいと思っております。

また、答申につきましては、本日欠席の委員の方々にも御意見をお聞きしたうえ、事務局が答申案を作成しまして、メールで送信いたします。その後、皆様に御意見等をいただき、永澤会長の最終判断をいただいて確定をしたいと思っております。

2点目につきましては、市長意見についてでございます。市長意見につきましては、審議会答申をもとに書面で作成をいたします。市長の意見書は、事業者に送付をいたしますが、その内容につきましては、委員の皆様にご御報告させていただきたいと思っております。

3点目は、次回の予定についてのお知らせでございます。(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画につきまして、準備書が秋ごろ提出される予定です。予定どおり手続が進めば、年度内に技術審議会を開催する予定となりますので、詳細が決まり次第、事前に委員の皆様には連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4点目がさいたま市環境影響評価条例と、環境影響評価の技術指針の手引についてでございます。本日お手元に御用意させていただきました条例集と手引につきましては、新たに製本させていただいたものを用意させていただいたのですが、本日使用いただいたものは置いていただきまして、こちらにつきましては、後日改めて事務局で郵送させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5点目でございますが、技術審議会の委員の先生方の改選についてでございます。今期、第7期技術審議会委員の任期が平成29年7月31日をもって満了となります。再任の御意向等につきまして、実は先日、確認のメールをさせていただきました。お手数をおかけしますが、これにつきましては6月15日までに御回答のほどをよろしくお願いいたしますと思っております。

連絡事項は以上でございます。

それでは、以上をもちまして、第25回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。

本日、長時間での審議、誠にありがとうございました。

閉 会 (午前11時36分)